

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

山元法律事務所

山元 雄太

実務対応報告公開草案第52号についてのコメント

質問1～質問3について、本草案で想定されている従業員等への権利確定条件付き有償新株予約権の付与に対するストック・オプション会計基準への該当は、報酬性の不存在、財務諸表の理解の困難性、会計処理の不安定性を鑑みて、不同意のコメントをさせていただきます。

まず、有償新株予約権は、取得者が対価を支払って、新株予約権を取得する有価証券への投資であり、当該新株予約権が効力を失った場合には、取得時に払い込んだ金銭の返還はなく、損失が発生する可能性がある投資であり、報酬性が乏しいと考えます。これは税制との一致の観点からも同様に考えます。

また、権利確定条件付き有償新株予約権について、発行会社の従業員等であるかどうかのみを判断基準としてストック・オプション会計基準に該当するとすることにより、1回の有償新株予約権の発行に伴い、付与対象者の属性の違いによる会計処理の違いが生まれることで財務諸表の理解が困難になるものと考えます。

さらに、権利確定条件付き有償新株予約権の付与時に発行会社の従業員等であった者がその後すぐに従業員等でなくなった場合や、付与時に連結子会社の従業員であった者が発行会社に転籍したことによって従業員等に該当した場合に、論理が一貫しない会計処理が行われることになり、会計処理が不安定になるものと考えます。

以上